

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和6年(2024年)2月22日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	千歳市 中学校 教諭 男性 (53歳)	減給2か月 [給料の10分の1]	平成28年8月、部活動を指導中、片足で階段を昇降するトレーニングの実施を指示し、複数の生徒にけがを負わせた。
2	小樽市 中学校 教諭 男性 (63歳)	戒告	令和5年8月、学校の敷地内で、廃棄物である木材約10kgを焼却した。
3	名寄市 小学校 教諭 男性 (59歳)	戒告	令和5年8月、授業中、しつこく身体に触れようと手を伸ばしてきた男子児童に対し、口頭で注意したにも関わらず、同様の行為を繰り返したことから、当該児童の腕を強く握り続けながら、口頭で指導したことにより、当該児童にけがを負わせた。
4	オホーツク管内 高等学校 教諭 男性 (59歳)	停職5か月	令和5年8月5日(土)、自宅で飲酒后、自家用車を運転し、さらにコンビニエンスストアで酒類を購入の上、車内で飲酒しながら運転するなどした後、自家用車の操作を誤って脱輪し、走行不能になり、通報で駆けつけた警察官による呼気検査の結果、酒気帯び運転違反の基準値を超えるアルコール濃度が検出された。 (管理監督者：文書訓告1名)